

子高第 562 号
令和 2 年 7 月 31 日

高齢者施設 施設長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染者が発生した高齢者施設における感染対策について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策等につきましては、各高齢者施設の管理者、看護職や介護職をはじめとする職員の方々及び利用者やご家族等の多くの関係者みなさまのご理解とご協力の下、長期間にわたり緊張感を持ったご対応に対し、心より感謝申し上げます。

本県において現在、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、高齢者施設においても介護職員の感染者や、同施設内の他の職員や入居者が濃厚接触者となる事案が発生しております。

ご承知のとおり、施設内での感染拡大、クラスター発生を防ぐためにも、感染者等が発生した際に適切な対応が非常に重要となります。

つきましては、沖縄県立中部病院感染症内科において「新型コロナウイルスの感染者が発生した高齢者施設における感染対策」に関する指針を作成しており、濃厚接触者の判断の際の考え方や、施設において共通して求められる感染管理、濃厚接触者等への対応などを取りまとめられておりますので、各施設において全職員で内容の確認及び必要な衛生資材の調達等、感染発生に備えた検討・準備を進めていただくとともに、感染等が発生した場合の対応への参考とさせていただきますようお願い申し上げます。

また、職員・入居者の感染又は濃厚接触者が確認された際には、指定権者及び県の高齢者福祉介護課まで報告をお願いします。その際、感染管理に必要な衛生資材等の在庫や調達見込みなどから不足が生じる場合等については、県の備蓄用品の優先供給を検討しますので、併せて別紙「感染対策に必要な衛生資材の確保状況等報告」により報告願います。

<参考>

衛生用品の購入費用等、コロナ対応がなければ発生しなかったかかり増し経費について、2つの補助メニューがあります。

これらの支援事業の概要については、令和 2 年 7 月 31 日付け子高第 560 号「沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について」の「4 事業所等への支援等について」をご参照下さい。

担当：高齢者福祉介護課
電話：098-866-2214